

令和 6 年 第 4 回

広陵町議会定例会 議員提出議案

議員提出議案第 7 号 広陵町議会会議規則の一部を改正すること
について
〔 1 頁 〕

議員提出議案第 8 号 広陵町議会委員会条例の一部を改正すること
について
〔 6 頁 〕

議員提出議案第 9 号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に
ついて
〔 9 頁 〕

議員提出議案第7号

広陵町議会会議規則の一部を改正することについて

上記の案件を別紙のとおり、地方自治法第112条の規定により提出します。

令和6年12月20日提出

提出者	広陵町議会議員	坂 野 佳 宏
賛成者	同	小 西 栄 枝
賛成者	同	八 尾 春 雄
賛成者	同	坂 口 友 良
賛成者	同	岡 本 晃 隆
賛成者	同	青 木 義 勝

広陵町議会会議規則の一部を改正する規則

広陵町議会会議規則（平成２０年９月広陵町議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第１００条」を「第１００条の２」に、「第１２９条」を「第１２８条の２―第１２９条」に改める。

第８条第２項中「認めるときは」を「認める場合は、会議に宣告することにより」に改め、同条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

- ３ 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第３１条に次の１項を加える。

- ４ 投票の効力に係る法第１１８条（投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議）第６項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第８４条中「第３１条（開票及び投票の効力）」を「第３１条（開票及び投票の効力）第１項から第３項まで」に改める。

第１１章中第１０１条の前に次の１条を加える。

（資格決定の通知）

第１００条の２ 法第１２７条（失職及び資格決定）第３項の規定により準用される法第１１８条（投票による選挙・指名推選及び効力の異議）第６項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第１０２条中「襟巻、杖及び」を「マフラー、」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改め

る。

第 19 章中第 129 条の前に次の 2 条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第 128 条の 2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行

われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（日程の作成及び配布）、第90条（請願文書表の作成及び配布）第1項、第91条（請願の委員会付託）第1項及び第124条（会議録の配布）の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用す

る方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第128条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第84条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議員提出議案第8号

広陵町議会委員会条例の一部を改正することについて

上記の案件を別紙のとおり、地方自治法第112条の規定により提出します。

令和6年12月20日提出

提出者	広陵町議会議員	坂 野 佳 宏
賛成者	同	小 西 栄 枝
賛成者	同	八 尾 春 雄
賛成者	同	坂 口 友 良
賛成者	同	岡 本 晃 隆
賛成者	同	青 木 義 勝

広陵町議会委員会条例の一部を改正する条例

広陵町議会委員会条例（平成２２年６月広陵町条例第７号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「議会運営委員会の委員」を「議会運営委員」に改める。

第６条第２項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第７条第２項中「資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員」を「資格審査特別委員及び懲罰特別委員」に、「７名」を「７人」に改める。

第８条中第２項を削り、第１項を第２項とし、同項の前に次の１項を加える。

常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第８条中第３項及び第４項を削り、第５項を第３項とし、第６項を第４項とし、第７項を第５項とする。

第２３条に次の１項を加える。

２ 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第２７条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第 27 条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第 29 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議員提出議案第9号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書について

上記の案件を別紙のとおり、広陵町議会会議規則第13条の規定により提出
します。

令和6年12月20日提出

提出者 広陵町議会議員 八 尾 春 雄

賛成者 同 山 田 美津代

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

現行民法は、婚姻時に夫婦のいずれか一方の姓を改めることとしているが、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓を余儀なくされることで、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じている。また、家族の在り方も多様化し、女性活躍が推進される現代において、社会の考え方や価値観も変化してきており、一人っ子同士の結婚、子連れ再婚、高齢での結婚などで、改姓を望まないと考える人がいる。

また、現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がおり、そのことが、非婚や少子化につながる要因にもなっている。

このような状況から、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対して女性が結婚前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告している。政府は旧姓の通称使用の拡大に向けた取り組みを進めているが、ダブルネームを使い分ける負担や管理コストの増加、個人識別の誤りのリスクを増大させるなどの問題も指摘されている。

こうした中、令和3年6月に示された最高裁判所の決定では、夫婦同姓制度を「合憲」としつつも、夫婦の氏についての制度の在り方は「国会で論じられ判断されるべき事項にほかならない」とし、国会における議論を促している。

こうした中、日本弁護士連合会は本年6月14日「誰もが改姓するかどうかを自ら決定して婚姻できるよう、選択的夫婦別姓制度の導入を求める決議」を採択した。さらに、国連の女子差別撤廃委員会も10月29日4回目の勧告を行い、選択的夫婦別姓制度の導入を求めている。経団連が6月18日「選択肢のある社会の実現を目指して～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～」との提言を明らかにした要請行動を行ったことにも留意する。

選択的夫婦別姓制度は、「家族で同じ姓の方がいい」と考えるカップルが引き続き夫婦同姓を選べる一方で、必要なカップルは夫婦別姓を選べるようにするものである。これは誰も改姓による不利益を案ずることなく結婚・出産し、老後も法的な家族として支えあえる社会を実現するとともに、将来の子どもたちの権利も保障することにつながる。

多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、これら世論の動向や最高裁判所の決定の趣旨も踏まえつつ、国会及び政府の責任において、選択的夫婦別姓制度の導入を是非求めたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

奈良県広陵町議会

内閣総理大臣 石破 茂 様

総務大臣 村上 誠一郎 様
法務大臣 鈴木 馨祐 様
厚生労働大臣 福岡 資麿 様